

審 議 票

R3.12.21

II-2

審議項目	個人情報取扱いの制限①（収集の制限）		
関係規定	現行条例		新法
	第6条		第61条, 第62条, 第64条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	<ul style="list-style-type: none"> 本人外収集の制限 センシティブ情報の収集制限など 	<ul style="list-style-type: none"> 収集の制限→保有の制限等 	—
新条例への規定の可否	<ul style="list-style-type: none"> 収集の制限そのものは規定できないと考えられる。 		

※ 関係規定は、別紙参照

項 目 と 論 点	1 目的の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ① 新法は、保有するに当たっての利用目的の特定について規定 ② 利用目的の特定方法
	2 収集の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ① 新法は、保有を「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合」「特定された利用目的の達成に必要な範囲」に限定
	3 手段の適正性	<ul style="list-style-type: none"> ① 新法は、「偽りその他不正な手段による取得」を禁止
	4 本人外収集の制限	<ul style="list-style-type: none"> ① 新法に本人外収集の直接的な制限規定はなく、保有制限の規定のみから読み取ることが困難 ② 本人外収集を抑制的に考えるべきか否か。抑制すべきとした際の手法
	5 センシティブ情報の収集制限	<ul style="list-style-type: none"> ① 4と同様（新法の行政機関等の規律には、要配慮個人情報の収集の制限規定はない。） ② 新法の「利用目的の達成に必要な範囲」等をどのように担保するのか。
	6 審議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ① 現行の意見聴取手続に代わる審議会の関与が考えられるか。

考 え 方 （ 案）	<p><2について></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 共通ルールの下では、保有制限の範囲で収集することになる。
	<p><4, 5, 6について></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保有の制限又は適正な取得の考え方に、現行の本人外収集やセンシティブ情報の収集制限の考え方を反映させることは可能ではないか。（ガイドラインへ反映するよう国に意見、市独自の手引に記載など） ② 実務としては、新たに個人情報を取り扱うこととなる事務のうち一定のものについて、制度所管課への事前協議を求めることが考えられる。 ③ 個人情報の取得等について典型的に審議会の意見聴取手続を要件とすることはできないとしても、例えば、要配慮個人情報の取扱い等に関して、個別ケースについて必要に応じ審議会に意見を聴くことができることや、事後的に取扱状況を審議会に報告しなければならないことは、団体内部の手続として新条例に規定することができるのではないか。

主な意見	(後日記載)
------	--------

現行条例	新法	備考
<p>(個人情報の収集の制限)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p>	<p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。…において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第62条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p> <p>(適正な取得)</p> <p>第64条 行政機関の長等は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。</p>	<p><収集の制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新法には、収集の制限の規定はないが、保有の制限等の規定がある。 ○ 目的の明確化 (条例) …「個人情報取扱事務」の目的の明確化 (新法) …保有するに当たり利用目的をできる限り特定 …本人から書面の記録を取得するときは本人に利用目的を明示 ○ 新法の、本人から書面で取得する場合の「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」には、許可申請を行うために自己の個人情報を記載した申請書を提出する場合であって、当該許可申請の事務処理のみに利用する場合等が考えられる。(個別条文に関する解説[令和3年6月暫定版]) ○ 手段の適正性 (条例) …適法かつ公正な手段 (新法) …偽りその他不正な手段により取得してはならない <p><本人外収集の制限></p> <p><センシティブ情報の収集の制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新法には、直接的な制限規定なし。 ○ 新法の一般的な保有制限 ・「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合」に限る。 ・「特定された利用目的の達成に必要な範囲」を超えてはならない。
<p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）に定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 所在不明、心神喪失その他の事由により、本人から収集することができないとき。</p> <p>(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務を処理する場合において、本人から個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができず、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p>	<p>(第61条の以下の部分を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法令（条例を含む。…において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り ●特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人外収集の制限に関する規定については、本人以外からの取得を全面的に禁止する例は無く、法令や条例に定める所掌事務の遂行に必要な場合等を例外とするものであるため、その趣旨は、「保有の制限等」や「適正な取得」に含まれるとされている。(個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(令和2年12月 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース)) ○ 要配慮個人情報や条例要配慮個人情報について、新法第61条や第64条の個別の規定を適正に運用することで、必要な保護が図られるとされている。(個別条文に関する解説[令和3年6月時点暫定版])
<p>3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報並びに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令に定めがあるとき。</p> <p>(2) 個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき。</p>	<p>(第61条の以下の部分を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法令（条例を含む。…において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り ●特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない 	<p><審議会の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新法には、取得制限を解除するための審議会手続に係る規定はない。 ○ 過去の審議事例 ・京都市認知症初期集中支援モデル事業(概要) 認知症が疑われる高齢者等の既往歴等の情報を本人の家族等から収集し、本人や家族への支援を行う。 ・生活保護法による被保護者の逮捕・勾留時における収容情報通知制度に係る事務(概要) 生活保護受給者が逮捕・勾留等された場合に、府警から情報提供を受け、生活保護決定を変更する。
<p>4 実施機関は、第2項第7号又は前項第2号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p>		